

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
佐藤林業株式会社	北海道北見市とん田東町635番地

2 指名停止期間

林産物の売払い

平成26年 9月25日 ~ 平成26年10月24日 (1ヵ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、北海道森林管理局網走南部森林管理署と売買契約した立木販売個所（1065ろ林小班外6箇所）と隣接する区域（1065つ林小班）を、十分な現地確認等を怠ったことから伐採区域と誤認し、立木46本を伐採した。

このことは「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（別表第1、第2関係）第12号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

参 考

物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領（抜粋）

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2関係）	
措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）